

性能証明書発行に関するQ&A

	No.	質問	回答
対象機種について	1	個別の空調冷凍機器等について、今回補助金の対象かどうかは教えてくれるのか？	当工業会では、個別の機器等に関する対象機器への該非についてはお答え致しかねます。製造メーカーにお問い合わせ下さい。
	2	個別の空調冷凍機器等がどの補助対象カテゴリに入るのかはどうすればわかるのか？	機器等の製造メーカーにおいて、どの補助対象カテゴリに相当するかも含めて最新モデル省エネルギー機器等の要件に該当するか否かについて検討をお願い致します。
	3	性能証明書発行済の機器等の公表は行うのか？	当工業会では、性能証明書発行済の機器及びメーカーについて、ホームページ等で公表を行う予定はありません。
	4	冷凍機器等はシステムで納入されることが多く、単品の機器メーカーでは全体の状況がわからないことが多いが、どのように申請すれば良いか？	機器等の製造メーカーにおいて、システムの全容がわからない場合は、全容がわかる人(サブコン等)の協力を得る等をして、全体の状況を把握して下さい。最終的に性能証明書の申請者である製造メーカーが責任を持つ形での申請をお願いしております。
	5	設備の附属品類、例えばリモコン、コントローラー、防風カバー等は対象となるのか？	周辺設備に関しては、以下 SII のホームページの「良くある質問と回答」の項番 16 に記載がありますので参考にして下さい。 https://sii.or.jp/category_a_26r/file/faq.pdf その他の要件は本 QA の No.4、No.6 と同じです。
	6	機器等が複数のユニットから構成されている場合において機器(ユニット)単体として型番を有しているが、その組み合わせによってしか性能が発揮出来ないような機器等の場合は、性能証明書はどのように申請したら良いのか？	左記のような場合は、以下の全てに該当する場合に限り、これらをセット、組合せにした型番(以下「セット型番」といいます。)にて性能証明書の発行申請を行うことができます。 ① セット型番で表わされた機器等が最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしていること。(すなわち、カテゴリ表掲載機器、最新モデル、省エネルギー性能向上のすべての要件を満たしていること。) ② 製造メーカーが、性能証明書(性能証明書発行申請書)の型番の欄に記載するものとしてのセット型番並び当該セット型番で表される機器等を構成する可能性があるすべての機器(ユニット)の型番について、自社のホームページへの掲載その他の方法により公表していること。機器(ユニット)の型番は、セット型番ごとに、必要な場合にはセット型番ごと及び機器(ユニット)の種別(例:室外機、室内機)ごとに記載するものとします。 性能証明書の発行申請をセット型番にて行う場合には、製品名の欄に「(セット型番)」と付記した上で製品名を、型番の欄にセット型番を記載し、かつ、添付書類として、他の書類に加えて、上記②の製造メーカーによる公表の写し(抜粋で可)を添付してください。

	7	輸入品は対象となるのか？	対象になり得ます。この場合、性能証明書の発行申請者は、対象機器等の要件を十分に把握し、製造メーカーと同じ程度に当該機器等の内容を熟知している場合には、輸入代理店等でも結構です。
省エネ指標について	8	省エネ指標とはどういうものか？	省エネルギー化はエネルギーの消費量との対比における機器等の性能の向上を図ることにより実現できるものであることから、それを表すような指標です。可能な限り、法令又は規格に定められたものを用いてください。 なお、消費電力(消費電力量)は、それ自体では省エネルギー性能の指標ではありません。従って、法令の規定による場合を除き、省エネルギー性能の指標としては使用できません。
	9	単位効用あたり(同一の効能効果)に対する使用エネルギー量を(今回制度にあわせて)メーカー独自に作るようなものでも指標となるでしょうか？	可能な限り、本制度とは無関係で既に定義されている指標を用いてください。やむを得ずそれ以外の指標を用いる場合には、その合理性、根拠、測定方法等を十分吟味していただいた上で、当工業会にご相談ください。
申請者について	10	性能証明書における代表者とは、何か定義がありますか？社長、もしくは代表権のある役員でなくても良いのでしょうか？	原則、代表者名・代表者印でお願いします。ただし、製品の性能に対して社会的に責任を負える役職の方であれば、納入する製品の事業部等の責任者名でも可とします。また、押印は角印や丸印とし、私印は不可とします。
	11	性能証明書の申請は、その製造メーカーの代理店、販売会社等でも申請は可能でしょうか？	製造メーカーでは申請が困難な場合も考えられることから、可能としています。性能証明書の発行申請者は、対象機器等の要件を十分に把握し、製造メーカーと同じ程度に当該機器等の内容を熟知している場合に限り、輸入代理店、販売会社等でも結構です。但し、SIIシステムにてアカウント登録が可能であることが前提となります。
比較対象について	12	一世代前の製品が無い場合、比較対象が無いことになるが、それは性能証明書の発行ができないことになるのか？	そのように考えています。ただし、必ずしも同じ用途の前のモデルに限定するものではなく、機能が近いものなら、条件を同一にして比較することも可能です。
	13	最新モデルの定義について、本質的な性能等が変わった時点をとらえて、モデルチェンジとするという解釈で良いか？	内容が全く同じで、型番のみが変更になったような場合には、同一のモデルと考えてよいと思います。

日冷工補足様式について	14	<p>3-2.日冷工補足様式乙の項番 2(下記)について、具体的にどのような内容を記載すれば良いか教えてほしい。</p> <p>カテゴリー及び機器等・システム・技術名に該当することに関する説明</p> <p>①カテゴリーに該当することに関する説明</p> <p>②機器等・システム・技術名に該当することに関する説明</p>	<p>1)「その他〇〇設備」以外の場合 その機器等が、[A類型 用語解説集]の「具体的内容」に記載されているものに合致していることを、具体的内容に記載されているそれぞれの事柄を踏まえて説明してください。</p> <p>2)「その他〇〇設備」の場合 次の全てに該当することを説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> その機器等が要素として有する(その機器等に組み込まれている)ものが、「その他〇〇設備」に掲げられているものの「具体的内容」に記載されているものに合致していること(「具体的内容」に記載されているそれぞれの事柄を踏まえて説明してください) その機器等が「〇〇設備」に当たること
	15	<p>3-4.その他の書類(乙の裏付書類)とはどのようなものか？ 今回にあわせてメーカー等が作るもので良いのか？</p>	<p>極力、出来合いのもの(この制度のために特別に作成したものではないもの)を用いてください。複数の機種を収録している結果大部となる等の場合には、抜粋で結構です。(この場合は、表紙と当該機種の部分を含めてください。)</p> <p>必要な場合には、性能証明書(性能証明書発行申請書)、日冷工補足様式乙の記載内容と上述の出来合いのものを橋渡しする資料を併せて提出してください。</p>
	16	<p>日冷工補足様式甲・乙・丙についてはすべて担当者(SII ポータルに登録している担当者等)の押印で良いか？</p>	<p>日冷工補足様式については、全てご担当者の記載・押印で結構です。当会としては、製造メーカーには可能な限り窓口を一本化して頂き、本制度の主旨・内容を正確にご理解頂いた上で、効率の良い申請ができる体制をお願いしております。</p>